

株式会社 ARM'S

アームス在宅支援センター（介護タクシーサービス） <https://arm-s.jp/service/kaigo-taxi>

ご利用料金等の案内

I 運賃及び料金

1 距離制運賃

(1) 距離制

| | | |
|------|-------------------|-------|
| 初乗運賃 | 2 キロメートルまで | 700 円 |
| 加算運賃 | 304 メートルまでを増やすごとに | 90 円 |

時間距離併用制

時速 10 キロメートル以下の走行時間について

| | |
|---------------|------|
| 1 分 50 秒までごとに | 90 円 |
|---------------|------|

| | | |
|-------------|--------------|------|
| (2) 深夜・早朝割増 | 22 時から 5 時まで | 2 割増 |
|-------------|--------------|------|

2 時間制運賃

| | | |
|------|-----------|---------|
| 初乗運賃 | 1 時間まで | 4,300 円 |
| 加算運賃 | 30 分までごとに | 1,920 円 |

3 料 金

| | | |
|----------------------|-------|--------|
| (1) 送車回送料金 | 1 回 | 300 円 |
| (2) 介助料金 | 杖歩行の方 | 1080 円 |
| (3) | 車イスの方 | 2160 円 |
| (4) 寝台（ストレッチャー）を利用の方 | | 3240 円 |

II 運賃の割引

| | |
|---------|------|
| 1 障害者割引 | 1 割引 |
|---------|------|

III 摘 要 方

1 距離制運賃

- (1) 運賃及び料金の算出は、運賃メーター器による。
- (2) 運賃メーター器は、次のような高速道路走行専用距離積算機能を有するものでなければならない。
高速自動車国道又は自動車専用道路の区間を走行する場合に、時間距離併用制メーターの積算が停止し、距離制メーター（時間停止）のみが積算される機能を有するもの。
- (3) 距離制運賃は、実車キロにより計算する。

- (4) 時間距離併用制運賃は、走行時速 10 キロメートル以下となった場合及び旅客の都合により車両を待機させる場合に適用する。
ただし、高速自動車国道又は自動車専用道路の区間（旅客の都合により車両を待機させる場合を除く。）は適用しない。
- (5) 割増は、距離短縮方式とする。
- (6) 迎車回送料金は、運賃メーター器の表示額とする。

2 時間制運賃

- (1) 時間制運賃は、営業所（無線基地局を含む）において時間制運賃によるあらかじめの特約がある場合に適用する。
- (2) 時間制運賃は、旅客の指定した場所に到着したときから、旅客の運送を終了するまでの時間により算出する。
- (3) 時間制運賃には、運賃の割増、割引及び料金のうち障害者割引のみ適用する。

3 運賃の割引

- (1) 障害者割引は、次による。
 - ア 割引の対象者は、身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳、療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日付け厚生事務次官通知）に規定する知的障害者の療育又は精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳、特定疾患治療研究事業について（昭和 48 年 4 月 17 日付け厚生省公衆衛生局長通知）に規定する特定疾患医療受給者証及び登録者証、先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について（平成元年 7 月 24 日付け厚生省保健医療局長通知）に規定する先天性血液凝固因子障害等医療受給者証の交付をうけている者（以下「障害者」という。）とし、当該手帳及び受給者証等の掲示があったときに適用する。
 - イ 割引対象運賃は、障害者自身が乗車した区間の運賃とする。
 - ウ 運賃額は、距離制は運賃メーター器表示額又時間制は上記 3（2）により算出した運賃額に 0.9 を乗じ、10 円未満の端数を切り捨てた額とする。

IV 適用する営業区域

神奈川県全域